

定例記者会見（令和7年第3回区議会定例会） 質疑応答

・記者

民泊についてなんですけれども、今回、この業務停止命令を出したっていうのは、東京都内で初といえるのでしょうか。そこをまず確認させてください。

・区長

はい、私どもの方で、国土交通省のホームページなどを通じて確認したところ、都内では初めてであると認識をしております。

・記者

全国では違うのですね。

・区長

違った種類の処分は出ているんですが、京都市さんですとか、いくつかの自治体で、コロナ前、もしくはコロナの直後くらいに出ているっていう報告を読んでいます。

・記者

ありがとうございます。その上でなんですけれども、今回こういう厳しい処分を出されたところの狙いというかですね、悪質な業者だったということなんですが、新宿、非常に多くの民泊があって、区長がおっしゃるように、住民生活への影響が出ている中で、今回こういう厳しい処分を出した狙いをあらためて教えてください。

・区長

はい。まずは、適当な管理をしている、いわゆる不適切な管理をしていても商売として成り立つというのが常識になってはならないというふうに考えております。その上で、今回はあくまでも報告義務を果たしてないということになるんですが、今後、段階的に管理の状況についても踏み込むことができればと思っております。ただ、どうしても、私ども防犯カメラで24時間監視しているわけではないというところもありますので、不法投棄ですとか、そういったものは、パトロール隊を回すことによって、監視をしているんですが、なかなか証拠を掴んで、その利用者が、お客さんが犯してしまっている迷惑行為と、管理者、経営者の方が犯している迷惑行為、ここも少し分けて考えなきゃならないところもあらうかと思っておりますので、きちんとした注意義務があると思うんですが、たまたま来たお客さんがルールを守らなかった場合に、仮に現行犯でおさえたとしても、事業者の方を直接的に処分できるかという、なかなかハードルも高いと思いますので、どのような今後処分ができるか、取り締まりができるか、指導ができるか、さらに研究していきたいと思っています。

・記者

最後なんですけど、その上で、区長が今おっしゃったこと、その通りだと思うんですけど、民泊の苦情が急増している中でですね、561件も、昨年だけである中で、取り締まりだったり指導だったりっていうのは現実的に難しいっていうところがあると思うんですけど、国に対して、もうちょっと、法律を改正してほしいとかですね、正直、今の民泊新法だとなかなか対応が難しいみたいなのところあるんでしょうか。

・区長

あくまでも国は、全国を対象に法律案をつくってまいりますので、基本的にはいつも私たちに説明するのは農家民泊なんですね。いわゆる都市部における空家を使った民泊で、最近の法改正といいますか、制度改正がなされて、以前は一定期間空家があった場合に住宅宿泊事業を営むことができたっていう当初のスタートだったんですが、いつのまにか、最初から住宅宿泊事業を行うために、ワンルームマンション、もしくは中型のマンションをつくるなんて、そういうことが許されるような状態になっております。そうしたことは都市部において行ってしまうと、もう管理ができないほどの監督ができないほどの件数ができてしまうのは、これは目に見えている話でありますので、そこはやはり地域性によって、特にそういう作り方というのは、例えば特区民泊の中の一分野にするであるとか、そういった地域によって選択ができるようなメリハリのある制度が、この住宅宿泊事業法における制度というものを構築してもらいたいなというふうに考えております。

・記者

ありがとうございます。

・記者

伺いたいところは3点ありまして、一つは先ほどの民泊に絡んでなんですが、先日、豊島区さんの方が民泊について夏冬休みに限定するなどの新たな方針を示しましたけれども、新宿区の方でいわゆる、民泊の規制、住専地域に関しては、土日限定するなどの規制だと思いますけど、そういった条件を変えるようなことも視野に今後入れているのかどうかっていうのが、まず一点目として伺いたいところ。

続いて2点目がですね、マンションのまちづくり方針に関してなんですが、こちらも他区さんの話になるんですが、千代田区さんの方がいわゆる5年間の転売禁止を求める条例というような形で、いろいろ運用を図っているようですけれども、こういった転売に関して、規制をかけるようなことについて区長自身はどう考えられているのか、そういったことも新宿区は検討されていくのかどうかっていうことが、2点目に伺いたいところで。

最後は、ハロウィン対策ということで、前回もハロウィン対策に対して、いわゆる新宿区

に来られる方に対して、一言コメントを求めるたかと思いますが、今回もこの対策について一言コメントをいただければと思います。その3点です。

・区長

はい、ありがとうございます。まず、豊島区さんの方、おそらく一昨日発表があったと思います。新宿区の場合、住宅宿泊事業法が成立する前の段階から、国と協議をしながら、新宿区の条例というのはつくってまいりました。その当時、新宿区のルールについては、例えばその住居専用地域における土日のみの営業規制ですとか、そういったようなものを行ったところ、政府の民間委員がたくさん入っている規制改革推進会議というのがあるんですが、その中で、新宿区は違法な条例制定をしているという指摘をした委員がおりました。結局その民間から出ている、どちらかというとお金儲けに関心がある経営者の委員がそういう発言をされたようではありますが、その当時は、国の方は厚生労働省と私ども協議をしながら条例の案文などをつくってまいりましたので、新宿区はきちんと法律の趣旨に乗っ取った規制をかけていますというふうに、規制改革推進会議の当時の会長さんでしたが、その方が記者会見でお答えになっていたということがあります。今のところその当時の規制改革推進会議の議事を紐解いて、新宿区は違法な条例を制定していると、指摘する関係者の方いらっしゃるんですが、私どもとしては合法的に規制をしてきたと考えています。一方で、逆に後発組で条例制定されている所は、特にそういう相談をせずに進めていますので、より厳しい基準を設けているところもあるということは存じているところでもあります。今回豊島区さんの場合は、従来なかった規制を今回新たに始めるということですので、その効果等も見させていただきながら、新宿区としてどういうあり方がいいのかということを考えていきたいと思っております。

それから、マンション規制の方ですね、マンション転売禁止の要請についてです。千代田区さんは非常に思い切ったことをなさったと、感じておりまして、どのような効果が起きていくのかっていうのは、注視しているというか、非常に感心を持っております。千代田区さんの方に、千代田区長さんとお目にかかる機会が多いのですが、その中で、現段階では、あくまでも権利の抑制になりますので、いわゆる不動産協会さんというところに要請をしているという段階です。これがどの程度効果があるのか、抑止になるのか、私ども脱法ドラッグの販売している店舗は契約解除できるよっていう条項をつけてくださいとか、様々、これまで宅建業協会ですとか、全日不動産協会とか、そういったところをお願いしてきたところでもありますので、法律の定めのない条項をつくってくださいということをお願いして、協力してもらっていますので、そういったことはある程度効果を発揮していますので、反社会的なものに対するものと、今回の経済行為に対する協力要請、そこはどの程度きいてもらえるか、あるいはきかせるのかということところは、どういう影響出るかは非常に関心、興味を持って見ているところでもあります。そういう意味で、現段階ですぐに千代田区さんと同じ方針をとるかということ、どの程度効果があるのかということを見ながら考えていければと

思っています。

それからハロウィン対策についてのコメントですが、とにかく楽しむのはいいけど、人に迷惑かけるのはやめてください。もうそれしかありません。他人に迷惑を顧みずに楽しんでいるのは後で後悔します。自分の人生を振り返って、というふうに思っています。

・記者

これには出てなかったんですが、いよいよ 27 日から新宿西口の道路が封鎖されて、甲州街道と青梅街道の通り抜けができなくなっていくと思うんですけども、これは新宿ターミナル構想がどんどん進んできているという現実で、橋もつながっていくと思いますが、歩きたくなるような街・新宿というのを、都と新宿区が掲げられていて、この歩きたくなるまちという中で、今、タクシー乗り場も大きな円の向こう側まで移動しましたし、例えば、電車を降りてからタクシーに乗るまでの距離がどのくらい遠くなられていくっていうのを皆さんお歩きになってるのかなというのがまず一つあって、地上の方のタクシー乗り場もなくなります。今、もともと 3 台しかない、3 台しか停まれないっていう、300 万人も、お客さんがいる中で 3 台しか止まらないタクシー乗り場がある。それから南口にしても、バスタ新宿まで行かないとタクシーにも乗れない。そういう街が新宿として、この先これでいいのかというのが私とかも、例えば足の悪い人があの距離のタクシー乗り場まで、これからずっと歩かなければいけないのか、ましてバリアフリーでもなければ、小さな階段もいくつもありますし、新宿駅全体が思いやりがあまりないのかなと、今改築中ですけども、この先の構想自体がタクシー乗り場自体は、多分近くによるとしてはないので、そういうことについて、都からの話、新宿区からも一緒だと思いますけれども、新宿区さん自体として、昔の開発は、超高層まで動く道路をつくったりとかしたんですよ。例えば、新宿の地下に動く道路をつくっていただけたらとか、本当に歩けない人、ベビーカーを乗せた子ども、子連れの親、それから荷物を持った外国人とかに対しての思いやりを検討なさる予定はあるのかなっていうのがちょっと伝わってこない、今、開発の仕方かなと思って、現実には、例えば新宿西口にタクシーで行きたいってなった時に、曲がりもしなければどうにもできないって、全部ぐるっと回らなければいけない、南口は停まれない。全部そういうふうにタクシーを排除する電車さえ良ければみたいな感覚しかないんですね。でも、歩きたくなる街、じゃあ歩けない人はどうするんですか、っていうことを、そこも踏まえて拾っていただきたいな、抱えていただきたいなというふうに思うのですが、新宿区さんとして、今のこの計画が進む中、現実にはこぼれていくような人たちに対して新しく何かを考えていらっしゃることはありませんか。

・区長

はい。まず、大変なご不便をかけているということは、私もよく通りますので、行きたびに動線が変わっていたり、どうやったらバスに乗れるんだろうってぐるぐる回ったり、いろいろしていますので、承知しているところであります。これまで東京駅もそうですし、渋谷

駅もそうだったり、あるいはかつて池袋も昔そういう時期がありましたが、使いながら、あれだけ多くの人が利用しながら、工事をするっていうことは、非常に進捗が遅いっていうのがあります。長期間にわたって不便な思いをするっていうのがありまして、今の時代の皆さんにだけ我慢してください、というのは非常に申し訳ない話なんで、なるべくバリアフリーに配慮したものを、つくってもらいたいということは、常々申しているところです。かつてだいぶ、2年ぐらいかけて交渉して、西口のロータリーの所に大規模な喫煙所をつくりました。以前はデパートの前に、ロープで囲われたようなところがあって、そこをはみ出して、大勢の人がタバコを吸っている、タバコの副流煙を吸いたくない人も含めて、それは浴びなきゃいけないっていう状態がありましたが、それはなんとか2年がかりで交渉して、ロータリーにつくってもらいました。ただ、今回工事を進めるにあたって、そこも含めて当初はすべてなくします。15年ぐらい喫煙所なしにしますみたいな話だったんです。それを私も押し戻して、なんとか小さいものであっても、どうしても吸いたいたいという人が路上であちこちで隠れて吸うような状態をつくらないようにしてくださいと、いうことを申し上げて今やっていますが、今ご指摘いただいたような、いわゆる動線上、どうしても上下に移動ができない、横の移動ができないという方については、引き続き、事例を確認させていただきながら、どういう新しいサポートができるのかっていうことについては、事業主体の皆さんにお伝えしていければというふうに思っています。完成後は横の移動、縦の移動、今のところ東口にしても西口にしても、上下で直接移動できるという、間接的に何度か乗り換えをして、地上と地下2階を行き来するという状態になっています。次々に京王さんとか小田急さんとか、都営地下鉄、営団、JR、さまざまな鉄道が時間を追って入ってきているので、乗り入れしている状態の中で、段差があったり、いろいろ設計思想が違ったりして、なかなか統一的なバリアフリーの動線、ユニバーサルデザインになってないです。そこをなんとかしましょうというのが今回の取組ではあるんですが、非常に長い時間がかかるっていうこと、その長い時間かかるということは、その間、相当ご不便をご利用者の皆様におかけするということは、大変困った話でありますので、そこは引き続き、現場の自治体として、事業主体である東京都さんや、事業者の地権者の皆さんにお願いをしていきたいというふうに思っています。

甲州街道の方に抜けられなくなる、これ本当に、私も当初聞いたときは、本当にそうになってしまうのかいうところがありました。他のところの駅も、そういう設計が最近が増えてきているようで、ただ、新宿がどうなのかっていうのがありまして、歩きやすい状態が、今のところ、かなり太い道路で遮られて、なかなか行き来できてないところを直接歩いて渡れるっていう、信号渡らずにいけるとか、そういう考え方もあるようではありますが、引き続き今後の進捗状況を見ながら、歩きやすくなるような、歩きたくなるような、仕掛けづくりができればなというふうに思います。

あと、天界様からも緊急車両どうするんだろうかという話もありました。そこについても、私どもしっかり伝えていまして、緊急時にはこういう対応しますと一定の回答を得ておりま

すので、今後そうした一つ一つの疑問やご反対につきましては、お答えしていきたいなと思っております。

・記者

タクシーの運転士さん 7・80 人とちょっとお話したんですけれども、皆さん、新宿にもう行きたくなくなるっていう意見がやっぱり多いです。今おっしゃったみたいに、ほかの地域が決して成功しているとは思えないんですね。運転士さん達にしても、皆さんがもうあそこは乗せられない、乗せづらいとか、全部駅から遠ざかるように、遠ざかるように街づくりが進んでいます。新宿もそうなってしまうと、例えばこれだけの乗降客の人が、例えば電車の中で具合がちょっと悪くなった時にでも、救急車呼ぶほどじゃなくても、タクシーに乗りたと思った時にタクシー乗り場があまりにも遠いんです。バスタまでスバルビルまで行かないと、タクシーに乗っておうちに帰ることもできないなんていうのは、私はこの大きな人を受け入れる街として、ちょっと対応があまりにも悲しいかなというふうに思うので、例えば今延期になったルミネの建築とかがいつになるか分からなくなりましたよね。南口のところ、あそこは今バンドがありますけれども、バンドの子たちがバンドをやってますけれども、もともとはタクシー乗り場だったので、あそこをタクシー乗り場に一時的にでも戻すことは可能だと思うんですね。今、全部の乗り降りできなくなっているんで、そういうふうに臨機応変に、ここがダメならあそこっていう、新宿駅周辺だけでも逃げ道をつくるとかっていう検討をしていただけたら、私たち住民にとっても、来街者にとってもありがたいかなというふうに思っております。ご検討よろしくお願いします。

・区長

かしこまりました。

・記者

決算についてなんですけれども、2年連続で、実質単年度収支が赤字ということで、これまでに2年連続で赤字になるということが、例えば、近年であったのかどうかということと、これに伴って、来年度予算の事務事業の見直しなどをやっているところなんですけど、どういう方針でやっていくのか、例えば、シーリングをかけたりするのか、そういったことを教えていただければと。あと、想定される区民への影響などを教えていただきたいです。

・区長

まず、近年、こういった事態があったかというところで申しますと、一番近いのは、リーマンショック後、2年後ぐらいから、5・6年連続で赤字の時代がありました。4・5年かな、ですね。確かあのときは基金が二百数十億減少しているはずですよ。それからシーリング等の工夫をするのかということで、それについては現在そのような指示を出しております。

一方で、ただ減額するということになりますと、新たな区政課題に対して取り組む意欲というのが削がれてしまいますので、一定の範囲で今レバレッジ強化事業というのをやっていますが、それをさらに対象を拡大することによって、自分たちで気が付いて解決したい課題があれば事業を立ち上げていただいて結構ですよと、ただ、その事業効果についてちゃんと検証して続けていいものかどうかというのは、その都度ちゃんと判断して行きましょうと、というような事業の立て方を工夫してしているということでもあります。

・記者

国土交通省はですね、2030年には6000万人のインバウンドが訪れるだろうというふうに予測しております。50年には1億人ということで、大変大きな数字が出てくるわけですが、この数字自体を区長ご自身としてはどういうふうに、全くその通りで考えなくちゃいけないんだというふうに考えてらっしゃるのか、それともこれはまだ雲も掴むような数字だよというふうにしか見えないのかですね、その認識についてちょっとお聞きしたいなと思います。それからですね、巨大地震が来ました時に、これだけのインバウンド数、訪日外国人が増えている中で、巨大地震が来た時のことを考えた時にですね、果たしてこのインバウンドの方々を収容できるのか、どこまで収容ができるのかってということなんかもですね、どういう予測をしてらっしゃるか、お聞きしたい。

それからですね、巨大地震に関してもう一つ、東京都の発表なんかでもよくあるのですが、中小企業ですね、建物に入って働いている中小企業の人達、従業員ですね、そういう方々が、地震があった時に、皆さん外へ逃げ出そうとすることが多々あると思うんですが、そういうことを考えますと、避難場所に、果たして避難収容所ですが、収容所という言葉がいいかどうかわかりませんが、そういう施設がですね、現在足りているのか、足りてないのか、そういうふうな予測についてどうお考えになってらっしゃるか。

続けてもう一つ、ちょっと地震のことではないんですが、先日、吉住区長のお母様が亡くなられました。私もずいぶん知っていた関係もありましてですね、お通夜の席に伺わせてもらいました。かなりですね、政治的にはですね、吉住さんのお母様は与謝野馨先生との関係が、応援団をね、いつも個人演説会には一番前席に座って応援してたとかですね、非常に政治に対しての関心が深い方、非常にある意味、女性の先駆的なね、大変いいところをですね、発揮してたように思います。その影響についてですね、吉住さんの個人的な感想をお聞きしたいと思います。

・区長

はい。まずですね、国交省の今掲げている数字なんですけど、例えばこれ、観光振興協会の幹部の皆さんとお話ししていると、すでに日本にやってくる交通手段が飽和状態になってるんじゃないかというのが言われています。飛行機、あるいは船、いずれにしろ、東京都にしても通過できる船舶というのは大きさの制限ですとか、隻数、そういったもの限られてい

ます。近年、アジア地域においては非常に日本の港湾のプレゼンスが非常に下がってまして、そこをなんとかしなくてはならないということで、横浜さんとか川崎さんとか、東京港といったところが連携しながら、なんとか、東京湾を大きくしようと、話し合いしてきているものの、なかなか船舶における海外からのお客さんっていうのは、それほどたくさん稼げるわけじゃないところがあります。そういう状況でありますけれども、今、国交省があげている、6000万とか1億っていう数字がすぐさまできるのかっていうと、宿泊施設の準備も含めて、なかなかイメージが湧かないなっていうところは正直あります。ただ、そういったような時代がいずれくるということを想定もしつつ、街づくりを進めていかなければならないと思っていますので。

二番目の質問の、巨大地震があったときに、そういうお客さんを受け止められるのかということについてです。これについては、まず、現状においては不可能であると考えています。もう少し人口が減ってくる、もしくは空きスペースが出てくる、そういったような時代になってきますと、そういうスペースの確保っていうのが、この新宿においても可能になってくるかもしれませんが、現状、人が集まってきている状況ではありますので、今、国交省がいったようなペースで増えてきた時に対応できるかっていうと、すぐさま対応できる状況にはないというふうに認識しています。今後、新宿区、あるいは新宿駅周辺で大きな建物ができる際に、その事業棟の中にどういうテナントが入るのか、これが企業さんだった場合には、なかなか人を新たに入れることができなかつたり、ホテルですとか、宴会場のようなものですとか、イベントスペースといったものであれば、暫定的に雨露を凌いでいただくような方々が入っていただくことは可能かなと思っています。いずれにしましても、現在、都市計画制度などを使って街づくりを進めている事業者の皆様には、帰宅困難者対策のスペースを確保するということ、そのことが補助金をお出しする条件とさせていただいていますので、今後も、より多くの事業者の皆さんに、そうしたことに関心を持ってもらえるように工夫していきたいと思っています。先だって、国交省の方に特別区協議会の要望書を持って行った際に、国交副大臣にお目にかかりまして、その際に、本当は所管は内閣府の方になるのですが、一応、建築に関わる部署でありますので、同じ閣内で復興に関わることに對して、あるいは災害に関わる所に対しましては、いわゆる瑕疵担保責任、民法上定められている善意で自分の施設を貸し出した場合、事故が起きた場合は、その持ち主に責任がいつてしまうという条項について、特措法などで免責してもらえないか、そういうような条項をつくってこないかということ、一応お話で伝えてきたところでもあります。そのことについては、先方さんもそういう視点があるんですねということでお話をされていました。従来より少し進むのかなと思っていますが、もうすぐ内閣が変わるようですので、また改めて言いにくいかなというふうに思っています。

それから、地元の中小企業の皆様を受け入れることができるかという、現状においては、ご存知の通り、できる状況にはないと考えています。一方で今、耐震化支援の方も進めているところでございますので、耐震化ができていて、ある程度安心できるような状況であれば、

外に逃げるのではなく、施設内で滞在していただけるように、引き続きお願いしていくことになるかと思います。ただ、なかなか耐震化が進まない物件などもあるかと思いますので、いざという時には、私たちとしても情報は早く出していきたいと思っていますので、その時に使える施設を使っていただくというようなことになっていこうかと思います。

それから3点目の、私の母親についてのことでございましたが、政治的になにか強いこだわりを持っていたわけではなくて、ただ単に与謝野馨さんという政治家が好きだったということでありまして、それで与謝野馨先生関係の何か行事があった時には、一応伝えておくと、気がつけば、自分で行ってくれてるという状況でありました。そういう母ではありますが、私がその事務所に勤めてたということもあって、元々であったようですが、たまたま勤めることになりまして、それで余計息子がお世話になってる相手だということで一生懸命通っていたようですので、そういう意味では、与謝野先生も亡くなって、10年近く経ちますんで、今、あの世で会っていると、どんな話してるのかっていうことを想像しながら、見ているところであります。影響についてはですね、ちょっとあるかどうか、よくわかりません。

・記者

ちょっともう一つだけお願いします。先程の話から聞いていますと、帰宅困難者施設が足りていないという認識でいらっしゃるということなんですが、それでは、どこにその施設をつくったらいいのかということですね。いわゆる確保するもの、確保できるのはどこか、それで、私なんか前から言ってたんですが、高層ビルのロビー階が空いてるじゃないか、あんなにたくさんっていうふうに考えて、そこにぜひ避難場所として指定できないのかということなんです。区長会の方でもなんかそういう話が前にあったっていうふうに聞いてますけど、その後、どういうふうに進展してますでしょうか。

・区長

まずですね、大体、経営者の方とお話すると、「喜んで」という話になるんです。ところが実際協定を結びましょうとか、あるいは協定結んだ場合に公開していいでしょうか、公表していいでしょうか、という話になると、やはり総務、法務担当の皆さんからは、やはり先ほどお話した瑕疵担保責任等の問題もあって、公表は控えてください、あるいは協定を結ぶことができませんというふうに、テナントの同意を得ないと、オーナーだったとしても勝手に協定は結べないと、という回答が返ってくるっていうことの繰り返しが続いて行われているという状況になっています。ただ、私どもとしては、特区申請を行って、国家戦略特区で拡充された、例えば、住友さんの三角広場があるところ、あそこの中にさらに公空がありますので、そういうところは、最終的に公表可能というふうになっています。そういったところもありますので、引き続き粘り強く持ち主の皆さんと、テナントのみなさんと合意をして、我々と協定を結んでくださいっていうことを働きかけていきたいと思っています。ただ、実際ですね、社長もたぶん出歩かれていますので、ご存知のとおり、かつての設計の考

え方っていうのが内向きに建物をつくってますので、なかなか、外部の人が入れる、特に事業棟の上の方のプライベートスペースに入っていくにあたって、セキュリティのゲートをつくったりとかして、かなり動線になってしまっていて、いわゆる溜りなるスペースというのがあまり存在してないっていうのが実情としてはあります。つくって4・50年経っていますと、やはり、その当時の設計の思想の中では帰宅困難者という概念があまりなかったりですか、外部の人を中に入れるっていうのが、1階とか地下の商店街には入ってもらうけれども、それ以外の所はあまり想定されてない設計になってますので、それほど大きな増加が見込まれる状態ではないかなというふうに思っています。ただ、新たにつくる、改修される場合には、そうした視点を持ってもらいたいということは引き続き伝えていきたいと思います。

・記者

民泊の話に戻ってしまうんですけど、ちょっと細かいところ2点と、関連した話を1問、伺います。業務停止命令30日ということですけど、最長で1年とれるはずだと思います。新宿区のなにか監督基準みたいなもので、機械的に決めたものなのか、区長のご意思というか、お考えがあって決めたのか教えてくださいというのが一点と。

この業務停止命令かかったのは、新宿区から現地調査とかしてると思うんですけど、全部休眠状態じゃなくて、ちゃんと営業の実績があるようなところだったのか否か、ちょっと細かいですけど教えてほしいです。

最後、ちょっと全然違う角度の質問なんですけど、東京都の方で、今、宿泊税の見直しの議論が進んでいて、今、課税対象に民泊が入ってませんけど、その民泊も宿泊税の対象にしようかどうかっていうのが一つ論点になってるかと思います。新宿区は民泊の数が一番多いってということで、もしその民泊が対象になって、そこから税収が増やせる余地があったときに、それを、新宿区内の観光目的になるかと思うんですけど、どういう側面にいかしてほしいと考えますか、それを教えてください。

区長

はい。まず一点目の基準をどのような考え方で適用したのか、適用した基準ですね、処分の、それについては、担当の方からお話をさせていただきます。

また、現在稼働している施設かどうかについての調査、結果等についても、担当課長の方からお話をさせていただきます。

宿泊税について、都税調でその議論が出たと伺っているところでありますが、私どもとしても、そのことについて好意的に受け止めておりまして、今後、知事に対しても、そのようなことをぜひ推進してもらいたいということを申し上げたいなと思っております。一方で、今、観光目的ということもありましたけど、確かに宿泊税というのはそういう目的で使われる費目の税金であるといわれております。新宿区の場合、何を期待するかといえば、やはり民泊の監督、民泊に対する苦情に対する対応、そのことで相当なコストを払ってきておりま

すので、そういう意味では、そうした新宿区の現場の取組に対して、東京都もなにかしらのコミットしてもらいたいなということを現在考えているところであります。警視庁にしても消防署にしても、基本的には東京都の組織になりますんで、そういったところの連携をすることによって、よりスピーディーに問題がある施設に対しては注意をするとか、お客様が周辺の住民の皆さんにご迷惑かけてる時には、早急に対応させていただくとか、そういったところも含めて、東京都との連携を深めていければというふうに考えています。

・衛生課長

今回の処分の期間 30 日という設定でございますけれども、日数につきましては、衛生課の中の処分の要綱の中で、基準を定めているところでございます。今回 30 日の考え方でございますけれども、処分としては、処分が目的なのではなくて、あくまでも適正な管理を確保していくというところを目的にしておりますので、この 30 日の間に、適正に管理ができる体制をしっかりとつくって、以降、しっかりと管理をしていただきたいということで、今回 30 日という設定にしております。

それから、今回の対象施設が休眠にしているような施設かどうかというところでございますけれども、施設につきましては、これから、30 日間の間につきましては、保健所の職員が、しっかり停止しているかどうか、現地を確認させていただきます。休眠かどうかというところにつきましては、今、把握しておりませんが、おそらく、先ほどの表で見ていただいた、廃止届が出された施設につきましては、すでに、休眠状態になっているけれども、廃止の届けをしていなくて、今回の機会に出されたものではないかというふうに、分析をしているところでございます。

・記者

ネットの予約サイトとかのデータは区として吸い上げてるってことでいいですか。その番号に紐づいた宿泊の日数とか。

・衛生課長

はい。仲介サイトの情報につきましては、国を通じて、こちらの方にも情報提供がございますので、その宿泊、予約の状況との突き合せなども、必要に応じてしているところでございます。ただ、いかんせん数が多いものですから、一件一件の施設について、やってるかどうかというのを、つぶさに把握してできているという状況ではございません。